

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 690 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市中鶴字岩下 309、311、312
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩下 312（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 691 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市深川字松山 1304 の 1、1304 の 2、1305・1306 の 1（以上 2 筆筆界未定。）、1352
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松山 1304 の 2・1305・1306 の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 692 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	画図秋津 線	上益城郡嘉島町大字下六嘉字菰原 1454 番 1 地先から	前	14.0	87.1	廃道処分
		同 所 1461 番 3 地先まで	後	30.7		
		上益城郡嘉島町大字下六嘉字菰原 1462 番 1463 番合併地先から	前	11.8	38.0	
		同 所 1461 番 3 地先まで	後	21.4		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 6 月 30 日

熊本県告示第 693 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	八代市泉町葉木 99 番地先から 同 所 99 番地先まで	90.0	地域連携

2 供用を開始する期日 平成 18 年 6 月 30 日

熊本県告示第 694 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本山鹿自転車道線	熊本市釜尾町字津留 12 番 4 地先から 同町字耳取 177 番 4 地先まで	548	迂回路

2 供用を開始する期日 平成 18 年 6 月 30 日

熊本県告示第 695 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社空間遊 熊本市八反田三丁目 22 番 23 号	有限会社空間遊	平成 18 年 7 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社空間遊 熊本市八反田三丁目 22 番 23 号	有限会社空間遊	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 696 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社空間遊 熊本市八反田三丁目 22 番 23 号	有限会社空間遊	平成 18 年 7 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社空間遊 熊本市八反田三丁目 22 番 23 号	有限会社空間遊	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 697 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 中間検査を行う区域
熊本県全域（熊本市及び八代市を除く。）
- 2 中間検査を行う期間
平成 18 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
 - (1) 構造
鉄筋コンクリート造（その他の構造で 2 階の床及びはりの配筋工事があるものを含む。）の建築物
 - (2) 用途
法別表第 1 い欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物
 - (3) 規模
新築、増築又は改築に係る部分の階数が 3 以上の建築物
- 4 指定する特定工程
2 階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものは、2 階の床版及びはりの取付工事）。
なお、建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 5 指定する特定工程後の工程
2 階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものは、2 階柱又は壁の取付工事）。
なお、建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
- 6 適用除外
法第 18 条若しくは法第 85 条の適用を受ける建築物又は法第 68 条の 20 の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

公 告

熊本県公告第 512 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市高浜字柿原 1968 番 3、同 1978 番 3、同 1978 番 4、同 1978 番 5、同 1978 番 8、同 1978 番 10、同 1978 番 11、同 1984 番 2 の一部及び同 1988 番 4 の一部
14,326.15 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市高浜字柿原 1978 番地
有限会社旭製作所

熊本県公告第 513 号

阿蘇郡西原村小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	須 藤 博 文	阿蘇郡西原村大字小森 424 番地
"	大 谷 光 明	阿蘇郡西原村大字小森 1922 番地
"	海 東 義 朗	阿蘇郡西原村大字小森 1319 番地
"	高 橋 勝 徳	阿蘇郡西原村大字小森 1089 番地
"	東 一 郎	阿蘇郡西原村大字小森 1087 番地
"	永 田 己 取	阿蘇郡西原村大字小森 1045 番地
"	米 口 三喜男	阿蘇郡西原村大字小森 862 番地
"	古 庄 勝	阿蘇郡西原村大字鳥子 658 番地 3
"	高 田 優 一	阿蘇郡西原村大字小森 495 番地
"	田 上 幸 吉	阿蘇郡西原村大字小森 87 番地
"	吉 川 哲 郎	阿蘇郡西原村大字小森 53 番地
"	南 利 強	阿蘇郡西原村大字小森 3057 番地
"	東 田 三 敏	阿蘇郡西原村大字布田 1907 番地
監事	荒 木 和 雄	阿蘇郡西原村大字小森 1317 番地
"	米 口 憲 次	阿蘇郡西原村大字小森 854 番地
"	中 野 敏 嗣	阿蘇郡西原村大字小森 408 番地
就任		
理事	米 口 孝	阿蘇郡西原村大字小森 836 番地
"	山 本 英 伸	阿蘇郡西原村大字小森 1991 番地
"	高 橋 和 利	阿蘇郡西原村大字小森 1132 番地
"	荒 木 和 雄	阿蘇郡西原村大字小森 1317 番地
"	永 田 敬 二	阿蘇郡西原村大字小森 1084 番地
"	南 利 保 穂	阿蘇郡西原村大字小森 1052 番地
"	奥 野 長 男	阿蘇郡西原村大字小森 2794 番地 2
"	田 上 幸 吉	阿蘇郡西原村大字小森 87 番地
"	吉 川 哲 郎	阿蘇郡西原村大字小森 53 番地
"	坂 田 忠 政	阿蘇郡西原村大字小森 478 番地
"	中 野 敏 弘	阿蘇郡西原村大字小森 676 番地 2
"	東 初 己	阿蘇郡西原村大字小森 3309 番地
"	東 田 三 敏	阿蘇郡西原村大字布田 1907 番地
監事	高 橋 勝 徳	阿蘇郡西原村大字小森 1089 番地
"	田 中 祥 暉	阿蘇郡西原村大字小森 853 番地
"	東 光	阿蘇郡西原村大字小森 517 番地 1

登 載 依 頼

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 6 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊 本 県 人 事 委 員 会 規 則 第 31 号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料等の支給に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 2 項第 2 号中「及び第 3 項」を削り、同項第 3 号中「派遣先の」を「派遣先において就いていた」に改め、同項第 4 号中「第 3 条第 1 号に規定する派遣職員」の次に「（以下「公益法人等派遣職員」という。）」を加え、「における」を「において就いていた」に、「第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤」を「第 7 条第 2 項に規定する通勤（公益法人等派遣職員であった者にあつては、当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所と

みなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 30 日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 32 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9（備考以外の部分に限る。）中「及び第 3 項」を削り、同表備考中「第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤」を「第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 30 日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 33 号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 5 号ア中「及び第 3 項」を削り、同号ウ中「における」を「において就いていた業務に係る」に、「第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤」を「第 7 条第 2 項に規定する通勤（公益法人等派遣職員であった者にとっては、当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 30 日から施行する。

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 34 号

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「第 2 条第 2 項及び第 3 項」を「第 2 条第 2 項」に改め、「第 3 条第 1 号に規定する派遣職員」の次に「（以下「公益法人等派遣職員」という。）」を加え、「における」を「において就いていた業務に係る」に、「第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤」を「第 7 条第 2 項に規定する通勤（公益法人等派遣職員であった者にとっては、当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 30 日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 35 号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成 11 年熊本県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「及び第 3 項」を削り、同号ウ中「における」を「において就いていた業務に係る」に、「第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤」を「第 7 条第 2 項に規定する通勤（公益法人等派遣職員であった者にとっては、当該派遣先団体において就

いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 30 日から施行する。

熊本県警察本部告示第 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 借入物品及び数量
熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器 1 式
- 2 入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 6 月 30 日(金)から平成 18 年 7 月 21 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

熊情管公告第 1364 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器 1 式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 18 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで
 - (4) 納入期限
平成 18 年 9 月 30 日(土)
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札対象機種審査申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、入札対象機種審査申請書及び納入しようとする物品の仕様を示す書類を、平成 18 年 7 月 28 日（金）午後 5 時までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けること。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係（熊本県警察本部庁舎 4 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 6 月 30 日（金）から平成 18 年 7 月 28 日（金）までの日（県の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 18 年 8 月 11 日（金）午後 2 時から
イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 8 月 10 日（木）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積った 1 月あたりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入

- 札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
September 30th, 2006
- (3) Date and place of submit bidding:
August 11th, 2006, 2:00p.m.
Kumamoto Prefectural Police
2nd floor 201 conference Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
August 10th, 2006, 5:00p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-2048

